

第4回ふくおかエコ農産物認証委員会 議事録

1 日時 平成28年3月10日(木) 10:00~12:00

2 場所 福岡県庁行政棟 特1会議室

3 出席者

認証委員9名(高木委員長、青木副委員長、甲斐委員、早淵委員、野間口委員、石井委員、富田委員、草場委員、井ノ口委員)

認証制度事務局5名(県庁農林水産部食の安全・地産地消課)

ふくおかエコ農産物販売拡大協議会事務局職員1名

4 内容

協議事項

(1) 平成28年1月申請の認証について

認証申請状況及び技術審査会報告

- ・ 新規申請76件、更新申請148件及び年度計画提出298件。
- ・ 申請内容の細かい技術面については、事前に開催した「技術審査会」で審査し、必要な修正を行ったうえで問題なしと判断した旨を報告した後、各申請の概要を説明した。
- ・ 委員からは以下の質問・意見が出されたが、新規申請、更新申請いずれも認証可であると判断された。併せて、年度計画298件についても引き続き認証可と判断された。

委員からの質問・意見及び回答

- ・ ふくおかエコ農産物認証制度にリニューアル後、新規申請件数が増えているので、今後の審査方法については、効率的に行えるよう検討してほしい
- ・ 水稻のスクミリンゴガイを使用した除草については、くれぐれも生息していない地域に持ち込むようなことがないよう、普及指導センター通じ指導をお願いする
- ・ もち米で農薬・肥料ともに一切使わない計画で申請している事例があるが、どのような意図で申請しているのか？

地域おこしの一環での取組であり、チェーンを使用した本田の除草や稲わらのすき込み等を行うが、資材の投入はしないということ。当然、放任して周囲の水田に悪影響を与えるような管理を行うことが無いよう、普及指導センターから指導を行う(事務局回答)

- ・ 認証申請はグループで行う場合、生産者数が複数になると思うが、グループと思われる申請で生産者戸数が1戸となっているものがあるのは何故か？

農事組合法人や株式会社化した組織については「1戸」と扱い、JA部会を始めとする任意組織については、構成する生産者の戸数をカウントしている（事務局回答）

- ・ 認証について更新せず止める事例について、その理由は何か？
高齢化・後継者不在や、認証取得が販売向上に直結しないという理由で栽培自体を止めた事例もあるが、10名程度の生産者が法人化したため、それまで各々申請していたものを一本にした事例もある（事務局回答）
- ・ 少量栽培の品目については、県基準が無いが生産者が農薬を使用しない、または減農薬・減化学肥料栽培で栽培している事例はあると思うが、認証品目を広げることにはできないのか？
県としては、普及指導センターを通じ、生産者の要請を受けて新たな品目で県基準を設定し、認証品目を広げるよう取り組んでいる。その結果、ズッキーニやモロヘイヤなど、新たな品目の認証も広がっている。
（事務局回答）

（2）その他

- ・ その他の議題発議は無く、協議事項は終了したため、高木委員長から事務局に進行を交代。

報告事項

ふくおかエコ農産物販売拡大協議会の取組について

- ・ 事務局から、ふくおかエコ農産物販売拡大協議会の平成27年度の活動状況について説明。
 - ・ 認証制度のPR事例として、8月及び12月に「ふくおかの農業応援ファミリー」の参加を募って開催した「ふくおかエコ農産物体験ツアー」のほか、3か所の農産物直売所の協力を得て開催した「エコ農産物フェア」や県農林水産まつり等、生産者と共にPR及び販売を行った事例を報告。
 - ・ 生産者向け取組事例としては、県内5地域で開催したエコ農産物認証生産者交流会を報告。
 - ・ 販売拡大の取組事例としては、県が開催した「ふくおか地産地消大交流会」への認証生産者の参加状況や実需者との交流事例を報告。
 - ・ 各委員からは、認証農産物の販売・PR等出口対策を今後も進めてほしい旨、事務局へ要望。
- ・ 以上、議題終了後、閉会。